

A-c

2012年HORIBAグループCSR方針と重点課題

HORIBA グループCSR方針 —事業を通じてCSR活動を推進する—

「エネルギー・健康・環境・安全」をキーワードに企業活動を推進し、「快適で幸福な社会」の実現に貢献する

2012年の重点課題

ホリバプレミアム
HORIBA PREMIUM

—高品質な価値の創造—

- ①ステークホルダーとのコミュニケーションの増加
- ②IMS* 目標達成 * A-d「統合マネジメントシステム」をご参照ください。
- ③コンプライアンスの遵守徹底

KEYWORDS

グループCSR方針 | コーポレートガバナンス | 内部統制 | コンプライアンス | リスクマネジメント | 法務教育 | 国連グローバル・コンパクト

A-c コーポレートガバナンス・内部統制

(株)堀場製作所は、「オープン&フェア」を基本理念に、経営の透明性追求や企業価値の最大化をめざしています。コーポレートガバナンス、内部統制の強化については、次のような組織・体制を整備し、取り組んでいます。

社外取締役 経営判断の質・透明性の向上、業務執行監視機能の強化。

監査役会 監査役3名（うち社外監査役2名）が、取締役会における業務執行の監査・モニタリングを実施。

独立役員 社外役員3名は、証券取引所の定める独立役員に指定。

内部監査 内部監査部門が法令・定款や社内ルールに基づき、適法かつ公正に業務活動が行われているかを検証。

内部統制 「内部統制システムの構築に関する基本方針」を制定し、法令遵守とリスク管理の体制を構築。

内部統制システム構築に関する基本方針

内部統制システム構築に関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1 取締役及び使用人の職務の執行に当たっては、法令及び定款を遵守することをHORIBAコーポレートフィロソフィ、倫理綱領等に明記して、法令・定款遵守の企業風土を醸成し、法令・定款違反行為の未然防止に努めるものとする。
取締役及び使用人が他の取締役または使用人の法令・定款違反行為を発見した場合は、コンプライアンス管理規程に基づいて通報するものとし、コンプライアンス統轄責任者は通報内容を確認して、必要に応じて社内関係機関に報告するなどガバナンス体制を維持・強化するものとする。
- 2 コンプライアンス体制の基礎として、倫理綱領及びコンプライアンス管理規程を定めており、今後とも、取締役及び使用人全員へのこれらの浸透を図り、内部統制システムの構築・整備・維持・向上の推進を図るものとする。

また、必要に応じて取締役及び使用人に対して、教育を実施するものとする。

- 3 内部監査に当たる監査担当部署は、法令・定款違反の発見・防止と業務プロセスの改善指示等に努めるものとし、執行部門から独立した組織にするものとする。
- 4 法令・定款違反その他のコンプライアンスに関する事実についての前記1記載の社内通報体制に加えて、コンプライアンス管理規程に基づき社外弁護士等を直接の情報受領者とする通報制度をすでに設けており、今後ともその適切な運用を行うものとする。
- 5 監査役は、当社の法令・定款遵守体制及びコンプライアンスに関する体制の運用に問題があると認める時は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来るものとする。
- 6 取締役会、監査役による監督・監視体制充実のため、業務の適正化に必要な知識と経験を有した社外取締役と社外監査役をすでに選

任しているが、今後とも引続き適任者を選ぶものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役の指揮・監督の下で業務執行を行う使用人の職務執行に係る情報も含めて、文書管理規程、文書保存基準等文書に関する定めに基づき適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する体制の基礎として、リスク管理に関する規程を定め、リスク管理の体制を構築し、運用するものとする。

また、必要に応じて取締役及び使用人に対してリスク管理に関する教育・訓練を実施するものとする。

A-c

内部統制システム構築に関する基本方針

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。

また、取締役会の決定に基づく職務執行に当たっては、取締役・執行役員が役割分担等を行い効率的な業務執行を行うものとする。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用するコーポレートフィロソフィを制定しており、その考え方を基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。また、関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行い、必要に応じてモニタリングを行うものとする。取締役及び使用人は、グループ会社において、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、コンプライアンス管理規程に基づいて通報するものとする。

②子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上の問題があると認識した場合には、監査担当部署またはコンプライアンス担当部署に報告するものとする。監査担当部署またはコンプライアンス担当部署は直ちに監査役に報告するとともに、必要に応じて社内関係機関に報告するものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。また、報告を受けた監査担当部署またはコンプライアンス担当部署、社内関係機関は、コンプライアンス管理規程、リスク管理に関する規程等に基づき対応するものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査役職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することを求めることができるものとする。監査役補助者に関し、その任命、解任、人事異動、評価、賃金等の改定については、監査

役の同意を必要とするものとする。

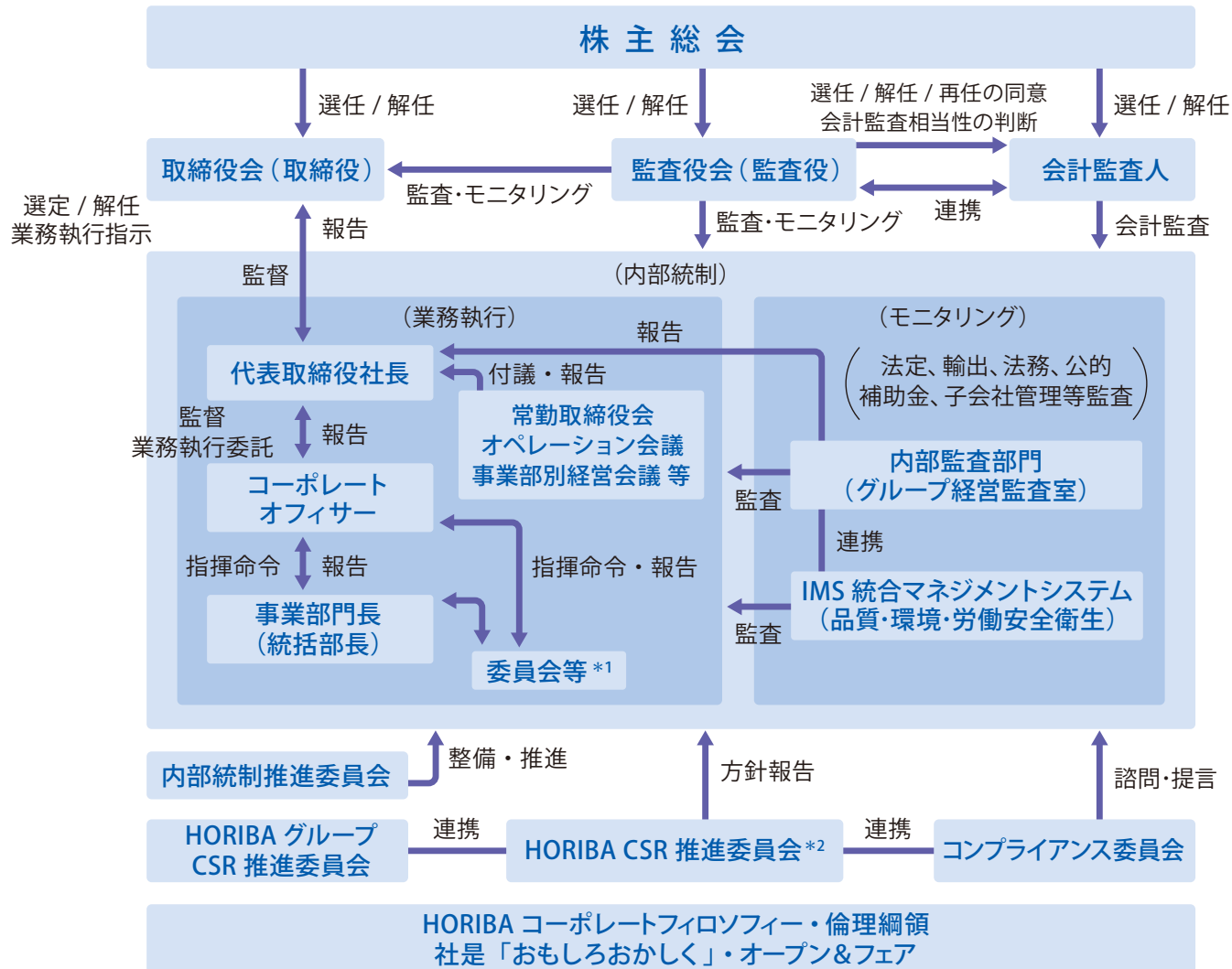
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役への報告が実効的に行われることを確保するための体制

- ①取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に判明の都度、報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- ②社内通報に関するコンプライアンス管理規程に基づき、その適切な運用を維持することにより、法令・定款違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- ③監査の実施に当たり、監査役と弁護士、公認会計士等外部専門家との連携体制、監査担当部署等との社内連携体制を確保するものとする。

以上

A-c コーポレートガバナンス図

コーポレートガバナンス図



*1: 委員会等とは、公的補助金事業管理推進委員会、安全衛生委員会等「会議・委員会規程」に基づき設置、登録された会議、委員会をいう。
 *2: CSR推進委員会は、CSR方針・重点施策の決定、CSRに関する具体的活動のとりまとめのほか、リスク管理推進に関わる課題や対応策について、協議、承認する。

HORIBA Gaiareport 2013

A-c CSR活動推進体制

CSR活動推進体制

HORIBA のCSR の活動は、事業を通じて行うことが基本的な考えですが、私たちがステークホルダーから期待されているものは、それだけではありません。一企業市民として、期待される役割に応えるため、社会貢献活動を行い、それを通じて、CSR に対する HORIBA の意識の高さや取り組み姿勢を、広く理解してもらうことも大切です。

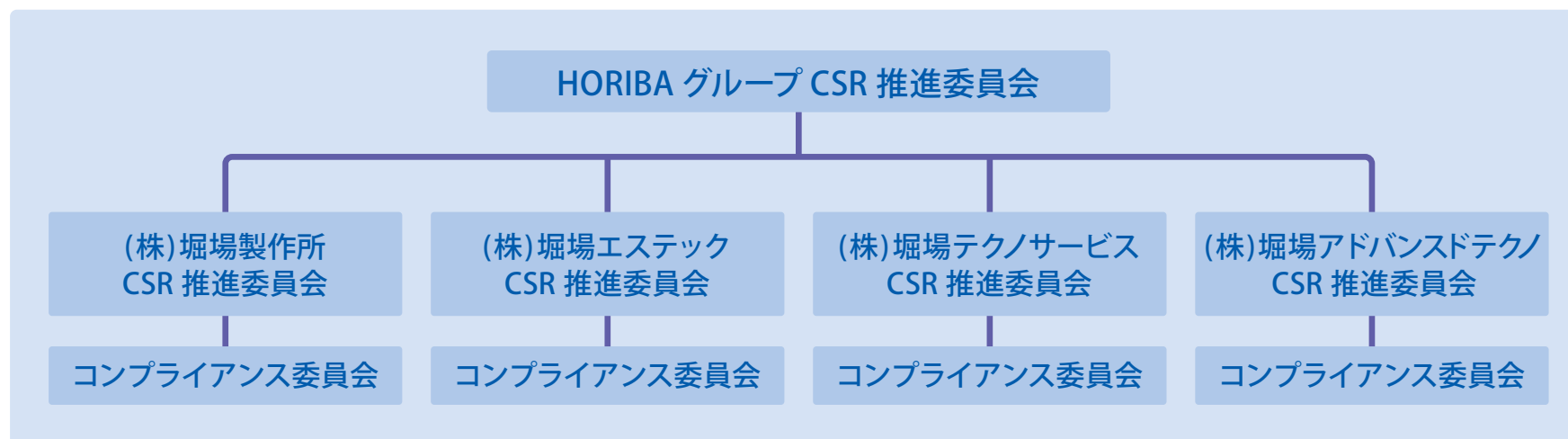
HORIBA グループでは、2005 年 4 月から「HORIBA グループ CSR 推進委員会」を立ち上げて、グループを挙げて CSR 活動に取り組んでいます。

同委員会は、半年に一度開催され、(株)堀場製作所 代表取締役副社長 石田耕三を委員長に、(株)堀場エステック、(株)堀場アドバンスドテクノ、(株)堀場テクノサービスの国内グループ会社 4 社の CSR 担当役員が委員として出席し、グループ全体の CSR 方針、重点課題

を決定しています。同委員会における承認事項、審議内容は、各社の CSR 推進委員会を通じて、全職場への落とし込みを図っています。

各社の CSR 推進委員会は、3 ヶ月に一度開催され、HORIBA グループ CSR 推進委員会で決定された内容の具体的な活動内容の検討や教育、環境、地域社会など様々な場面における HORIBA の社会貢献活動について、取りまとめ、報告を行っています。

● HORIBA グループCSR推進体制図



リスクマネジメント

リスクマネジメント

企業にとってリスクとは、「組織における目標達成を阻害する要因」であり、それをコントロールすることは、大きな課題です。経営に影響を与える事件や事故が発生した場合、その対応が後手に回ると、対応のコストや労力は大きなものになります。その際には、正確な情報に基づき、的確な初期対応ができるかどうか、危機対応の決め手となります。

HORIBA では、リスク管理体制を強化するため、2007年8月、「グループリスク管理基本規程」を制定して、リスクを「事業に関するリスク」、「開発・製造に関するリスク」、「販売に関するリスク」、「財務に関するリスク」と大きく分類し、それらのリスクの管理体制・危機発生の際の責任体制などについて決めました。

リスク管理推進に関する課題、対応策を協議、承認する組織として、HORIBA グループ CSR 推進委員会がその任に当たることとし、定期的な啓蒙活動、トレーニングにより、リスクに直面した際には、経営トップから担当者まで、HORIBA グループの全社員が、自らの役割を認識し、責任ある的確な行動ができる体制を整備しています。

A-c 法務教育

法務教育

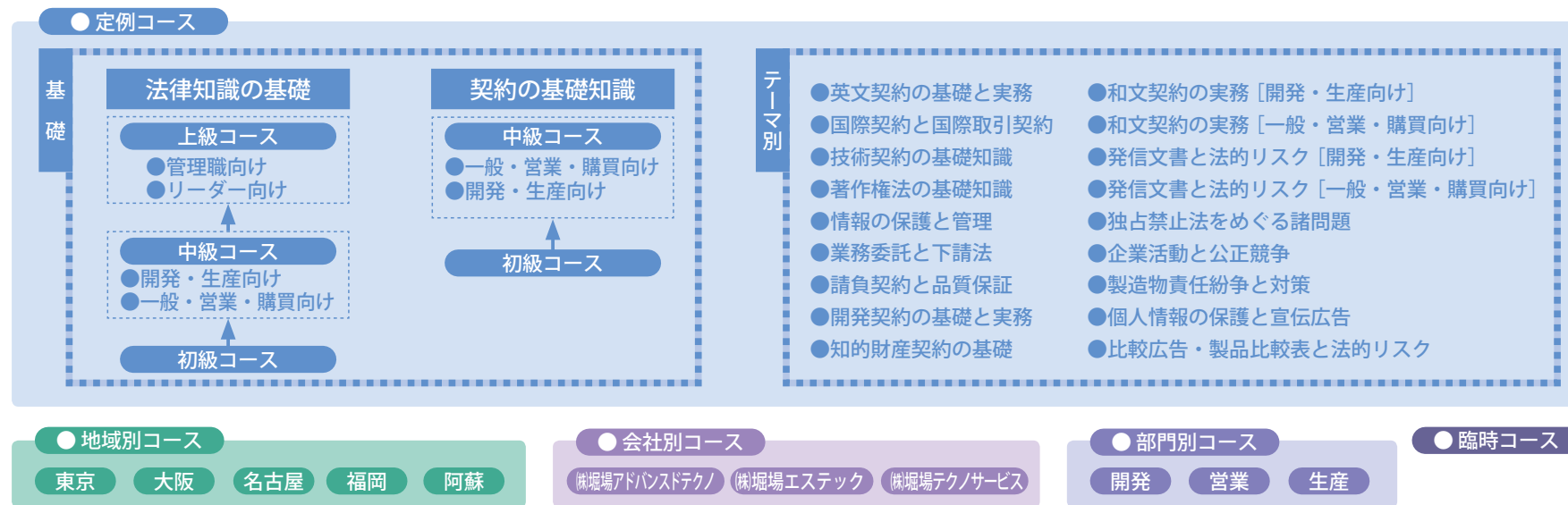
多くの業務は法律と密接に関連しており、一人ひとりがトラブルなどを未然に防止するためには、リーガル・マインドを身につけておくことが重要です。市場競争のルールである様々な最低限の法律知識を理解し、知恵として活かし戦略的に用いて、自己責任で自らを律する必要があります。リーガル・マインドの育成と業務を推進するうえで必要な「最

低限の法律知識」の習得の一助として、「法務教育」を継続して実施しています。

国内全グループ会社の社員向けに、継続的に実施している「基礎コース」、テーマ別コースよりなる「定例コース」、各地域ごとに実施する「地域別コース」、国内グループ会社単位で実施する「会社別コース」、各部署からの要請や、特別テーマを別途設定して実施

する「臨時コース」の4コースで編成した法務教育を実施しています。

なお、2013年からは、必要な部署に、必要とされる内容の研修を充実させるため部署別臨時コースを拡充予定です。



国連グローバル・コンパクトに署名

国連グローバル・コンパクトに署名

HORIBA グループは、国際連合が提唱する人権・労働基準・環境・腐敗防止に関する普遍的原則である「国連グローバル・コンパクト 10 原則」に賛同し、社長名で署名を行い、2011 年 4 月 28 日付で参加企業として正式加盟しました。グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワークにも加入し、国内外の CSR・コンプライアンス等に関する参加企業の取り組みなどについて、情報収集や交換を積極的に行っています。また、グローバル・コンパクトについて、管理職向けのセミナーや社内報での紹介を通し、社員への理解と浸透を図っています。

現在、当社は世界の 25 ヶ国で事業展開しており、国際企業として将来にわたり持続的に発展していくために、海外拠点も含め「国連グローバル・コンパクト 10 原則」への対応状況を把握し、これらの課題に積極的に取り組んでいきます。



国連グローバル・コンパクトに関する詳細は、以下をご覧ください。
国連グローバル・コンパクト (英語サイト) <http://www.unglobalcompact.org/>
グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク <http://www.ungcjn.org/>

国連グローバル・コンパクトの10原則

人権

- 原則 1：人権擁護の支持と尊重
- 原則 2：人権侵害への非加担

労働基準

- 原則 3：組合結成と団体交渉権の実効
- 原則 4：強制労働の排除
- 原則 5：児童労働の実効的な排除
- 原則 6：雇用と職業の差別撤廃

環境

- 原則 7：環境問題の予防的アプローチ
- 原則 8：環境に対する責任のイニシアティブ
- 原則 9：環境にやさしい技術の開発と普及

腐敗防止

- 原則 10：強要・賄賂等の腐敗防止の取り組み

A-c 過去の独占禁止法違反行為に関する損害賠償請求訴訟について

当社では、2013年5月31日現在、33の地方公共団体から損害賠償請求の訴えを提起されています。ここでは、こうした事情についてご説明します。

当社では、2008年11月、官公庁発注の
大気常時監視自動計測器(大気汚染監視装置)
にかかる入札において、独占禁止法に違反す
る行為(いわゆる入札談合)を行っていたと
して、同業2社とともに、公正取引委員会か
ら排除措置命令を受けました。

その後、当該機器の顧客である地方公共団
体の一部から、こうした違法行為によって不
当に高い値段で購入させられたとして、当社や
同業他社に対する損害賠償請求を受けました。

こうした賠償請求の中には、対象となる取
引の範囲や賠償請求金額の算定などにつき、
当社として受け入れがたい内容までが含まれ
ており、結果的に多額の請求金額になってい
るものがありました。このため、当社では、
弁護士とも相談しながら、各地方公共団体と
の間で誠意を持って解決に向けて話しあって
まいりましたが、残念ながら、合意に至らな
かった先から、各地の裁判所に対し訴訟が提
起されたものです。

当社の考えは、これらの訴訟を通じて、明
らかにしていきたいと考えています。また、
一部の裁判所からは和解の提案をすでに受け
ており、当社が納得できるものについては受
諾する方針です。

もとより、当社では、こうした違法行為が再
発することのないよう努力を続けていきます。

ステークホルダーの皆様には、上記事情に
つきご理解を賜りたくお願い申し上げます。